

○岡山県警察手帳等取扱規程

(昭和 35 年 9 月 15 日警察訓令第 12 号)

改正 昭和 40 年 8 月 11 日警察訓令第 9 号 昭和 48 年 9 月 1 日警察訓令第 21 号
平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号 平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 8 号
平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号 平成 14 年 9 月 17 日警察訓令第 23 号
令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号 令和 5 年 8 月 1 日警察訓令第 41 号

岡山県警察手帳取扱規程を次のように定める。

岡山県警察手帳等取扱規程

(趣旨)

第 1 条 警察手帳及び少年育成官手帳(以下「警察手帳等」という。)の取扱については、警察手帳規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号)及び岡山県警察官被服支給及び装備品貸与規則(昭和 29 年岡山県公安委員会規則第 8 号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(手帳の貸与)

第 2 条 警察手帳等の貸与の責任者は、警務部装備課長(以下「装備課長」という。)とする。

2 装備課長は、新たに警察官として採用された者に対しては警察手帳を、新たに少年育成官として採用された者に対しては少年育成官手帳を、それぞれ貸与しなければならない。

3 装備課長は、貸与品の管理に関するシステムにより、常に警察手帳等の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(手帳の取扱い)

第 3 条 警察官及び少年育成官は、貸与された手帳の取扱いを慎重にし、紛失、盗難等の事故を起さぬよう常に細心の注意を払わなければならない。

2 手帳の名刺入れには、常に必要数の名刺を収めておかなければならない。

(手帳の保管)

第 4 条 所属長は、停職を命ぜられた者の手帳をその停職の期間中保管しなければならない。

2 所属長は、療養中の者、初任教養期間中の者その他常に貸与された手帳を携帯する必要がないと認める者の手帳を保管することができる。

(携帯の除外等)

第 5 条 警察手帳規則第 6 条の道府県警察本部長が特に指定した場合とは、治安又は災害警備のため部隊活動をする場合で所属長が警察手帳を携帯する必要がないと認めたときその他所属長が必要と認めた場合とする。

2 少年育成官は、勤務時間中は常に手帳等を携帯しなければならない。ただし、所属長が携帯の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

3 職務の執行に当たり少年育成官であることを示す必要があるときは、証票及び記章を呈示しなければならない。

(事故報告)

第6条 警察官及び少年育成官は、貸与された手帳を紛失し、又は盗難、火災等のため滅失したときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その事実を調査した上警察手帳等事故報告書(様式)によりその状況を警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(再交付)

第7条 警察官及び少年育成官は、次の各号に掲げる場合には、手帳、本体、証票又は記章の再交付を所属長に願い出なければならない。

(1) 前条第1項に規定する事故があったとき。

(2) 手帳、本体、証票又は記章をき損し、又は汚損したとき。

(3) その他手帳、本体、証票又は記章の再交付の必要が生じたとき。

2 証票の記載事項に異動があったときは、前項の規定に準じて証票の引換えを願い出なければならない。

3 前2項の願い出を受けた所属長は、岡山県警察官の被服支給及び装備品貸与に関する規程(平成7年岡山県警察訓令第7号)に定める給貸与品等支給(交換貸与、交付、修理)申請書を用いて再交付の申請を行うものとする。この場合において、手帳の紛失又は盗難に係る再交付については、本部長の承認を得なければならない。

4 本体、証票又は記章の再交付を受けた場合は、これと引換えに従前の本体、証票又は記章を、手帳の再交付を受けた後紛失又は盗難に係る手帳を発見し、又は回復したときはその手帳を、所属長を通じて本部長に返納しなければならない。

(少年育成官手帳の制式)

第8条 少年育成官手帳の本体、証票又は記章の制式は、警察手帳規則別図1の警察官に貸与する警察手帳の制式を準用するものとする。

(文書の保存)

第9条 警察手帳等事故報告書は、警務部装備課において長期間保存するものとする。

附 則

この規程は、昭和35年10月1日から施行する。

附 則(昭和40年8月11日警察訓令第9号)

この訓令は、昭和40年8月11日から施行する。

附 則(昭和48年9月1日警察訓令第21号)

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 17 日警察訓令第 23 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 1 日警察訓令第 41 号)

この訓令は、公布の日から施行する。